

陳情第11号

指定難病以外の難病・疾病対策の充実に関して国等への意見書の提出を求める陳情書

(陳情趣旨)

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が成立し、平成27年1月から施行された。医療費助成の対象は、これまでの56疾患から、第1次、第2次実施分を加えると306疾患へと指定が広がることとなり、対象人口も従来の78万人から150万人へと倍増する見通しとなった。昨年秋からは、第3次実施分の検討が始まり、新制度に基づく更なる対策の充実が求められているところである。

しかしながら、今回の難病法においても、線維筋痛症など、人口割合で0.1%以上の疾病や診断基準が明確でない疾病等は、医療費助成の対象とされておらず、障害者施策の対象にもなりにくいなど、「制度の谷間」に置かれた指定難病以外の難病・疾病への支援措置はいまだ不十分なのが現状である。

よって、下記事項を内容とする意見書を国等に提出するよう要望する。

(陳情内容)

- 1 指定難病となっていない難病・疾病を抱える患者に対して救済措置を講じること。特に重症化し、日常生活が困難な患者に対しては、自己負担額軽減措置や、障害者手帳の交付など目に見える形での支援を積極的に実施すること。
- 2 線維筋痛症など検査数値に現れにくい疾病の患者については、確定診断を得られるまで病院を次々に変えなければならない場合も多いため、スムーズに適切な医療を受けられるよう情報を周知するほか、医療現場のみならず、社会的認知及び理解の向上を図ること。
- 3 財政措置を含め、難病患者への就労支援の充実、強化を行うこと。
- 4 制度設計に当たっては、地方自治体に対する速やかな情報提供や意見交換の機会の確保を徹底し、地方自治体からの意見を十分に反映させること。

平成28年7月20日

陳情者

流山市議会議長 海老原 功一 様

陳情第12号
就学援助制度の拡充を求める陳情書

(陳情趣旨)

日頃から流山市民の生命とくらし、安全・平和のためにご尽力いただき、感謝申し上げます。

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを願い、平和とくらしの向上を目指し、全国で54年間草の根で活動している国連NGOに認証されている女性団体です。私たちは憲法26条の「義務教育は無償とする」の条文を実現するよう完全無償化を求めて長年運動してきました。

今、17歳以下の子どもの貧困率は16.3%と過去最悪で、大きな社会問題となっています。厚生労働省の調査でも、ひとり親世帯の貧困率は54.6%と突出しており、2013年から10万人以上増加しています。また、生活保護費以下の収入で暮らす子育て世代がこの20年間に倍増し、39都道府県で子育て世代の10%以上が貧困状態にあるなど、子どもの貧困が全国的に深刻化しています。

このような中、近年、就学援助を希望する世帯が増えています。県内のひとり親家庭の女性から「制服や体操服など、入学準備に10万円もの出費があり、お金の捻出に大変な想いをした」「せめて、入学準備金は入学前に支給してほしい」との切実な声が寄せられています。全国では、3月支給に前倒しする自治体も各地で増えています。

今年5月24日、参議院文教科学委員会で、文科相は、「入学準備金の実態に見合っていないこと」を認め、「実態に合わせて額を引き上げることを財政当局と話し合う」とし、初等中等局長も「入学準備金が必要な時期に必要な支給がなされることが望ましいと、都道府県教育委員会に対して通知をしているが、市町村に対してこの通知で周知をさらに依頼している、引き続き働きかけたい」と答弁しています。

どの子もお金の心配をせずに学べるよう、就学援助制度のさらなる拡充を求めて下記のことを陳情いたします。

(陳情項目)

- 1 入学準備金（新入学学用品費等）の支給を入学前の3月に支給してください。
- 2 クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給を実施してください。

2016年8月4日

陳情者



流山市議会議長 海老原 功一 様